

令和6年度 倉吉市交通安全活動表彰式 及び交通安全指導員研修会

日 時：令和7年3月21日(金) 午後4時から
場 所：倉吉市役所 本庁舎3階 第2会議室

《 日 程 》

- 1 開 式
- 2 表彰状授与
【優良表彰】 岡崎 弘美 (成徳支部)
- 3 市長あいさつ
- 4 来賓祝辞
・倉吉市議会議長
・倉吉警察署長
・(一財)鳥取県交通安全協会倉吉地区協会長
- 5 謝 辞
- 6 閉 式
- 7 研 修 会

※研修会終了後、意見交換会を開催

○倉吉市交通安全活動表彰規則

昭和53年11月1日規則第18号

改正沿革

倉吉市交通安全活動表彰規則

(目的)

第1条 この規則は、市の交通安全活動の推進に寄与し、その功労が顕著と認められるもの又は成績が優良であると認められるものの表彰について必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、功労表彰及び優良表彰とする。

(功労表彰)

第3条 功労表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対してこれを行う。

- (1) 倉吉市交通安全指導員(以下「指導員」という。)であって、20年以上在職した者
- (2) 団体又は個人であって、特にその功労が顕著であるもの
- (3) 第1号に規定する年数に満たない者であっても、特にその功労が顕著であった者

(優良表彰)

第4条 優良表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対してこれを行う。

- (1) 指導員であって、10年以上在職した者
- (2) 団体又は個人であって、特にその成績が優良であるもの
- (3) 第1号に規定する年数に満たない者であっても、特にその成績が優良であった者

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状及び記念品を贈呈してこれを行う。

2 表彰を受けたものの氏名等は、被表彰者名簿に登録し、永久保存するものとする。

(選定)

第6条 被表彰者の選定は、市長がこれを行う。

(死亡した場合の措置)

第7条 表彰を受けることとなった者が、その表彰前において死亡したときは、表彰状及び記念品をその遺族に贈呈する。

(表彰の取消し)

第8条 表彰を受けた者が、被表彰者として体面を汚す行為をしたときは、その表彰を取消することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(関金町の編入に伴う経過措置)

2 関金町の編入日の前日に、関金町交通安全指導員設置運営要綱(昭和43年関金町要綱第2号)の規定による交通安全指導員であった者の在職期間は、倉吉市交通安全指導員としての在職期間とみなして、この規則の規定を適用する。

附 則(平成17年3月22日規則第32号)

この規則は、平成17年3月22日から施行する。